

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

報道機関を通じて行う広報推進要領について（通達）

広報県民課の設置に伴い、岐阜県警察の広報に関する訓令（平成9年岐阜県警察訓令第9号）の一部を改正し、平成16年4月1日から施行することとしたが、広報推進要領について実情にそぐわない部分を見直し、下記のとおりとしたので誤りのないようにされたい。

なお、報道機関を通じて行う広報推進要領について（平成9年4月1日付け総発第80号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、岐阜県警察における報道機関への発表の適正及び広報連絡の円滑を期するとともに、広報活動の積極的推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 報道関係者に対する心構え

警察職員は、報道機関の持つ公共性とその使命を十分認識し、報道関係者の接遇に当たっては、相互の信頼と協力を図るように努めなければならない。

第3 報道機関への発表

報道機関への発表は、次に掲げる区分により行うものとする。

1 発表責任者

- (1) 重要特異と認められる事項の発表は、本部長又は本部長の指定した者
- (2) 捜査本部又は警備本部開設の事件、事故及び重要な警備実施等についての発表は、捜査本部長又は警備本部長若しくは当該本部長の指定した者
- (3) 通常の事件、事故等の発表は、警察本部にあっては当該事案の主管課（隊、所）長、警察署にあっては署長又は署長の指定した者。ただし、数署に関連する事件等で調整を必要とするものについては、警察本部の主管部（室）長又は課（隊、所）長
- (4) 前3号以外の単純かつ定型的な事件、事故等の発表は、広報事務担当者。ただし、勤務時間外にあっては、当直責任者

2 発表方法

単純かつ定型的な事件、事故等の発表は、次により行うものとする。

なお、警察本部各課で重要特異な事案を勤務時間外に発表しようとする場合は、あらかじめ発表場所、時間、内容を広報県民課長に連絡するものとする。

(1) 警察本部

ア 勤務時間内～警察記者クラブ室において行う。

イ 勤務時間外～岐阜県警察本部記者クラブ加盟各社（以下「本部記者クラブ加盟各社」という。）が定める報道ルート及びFAXネットワークにより行い、「報道発表連絡簿」に所要事項を記載し、報道発表文を添えて広報県民課長に報告するものとする。

(2) 警察署

ア 勤務時間内～本部関係課及び広報県民課と内容等を打ち合わせ後、地元記者クラブ及び広報県民課を通じて本部記者クラブ加盟各社に電話及びFAXネットワークにより行う。

イ 勤務時間外

地元記者クラブ及び本部総合当直を通じて本部記者クラブ加盟各社に対し、勤務時間内と同様の方法により行い、事後「報道発表連絡簿」に所定事項を記載し、署長に報告するものとする。

第4 記者会見

警察本部における記者会見は、次により行うものとし、広報県民課長は、記者会見の経過を記録しておくものとする。なお、警察署においては、適宜行うこととする。

1 定例記者会見

本部長が毎月1回以上行うものとし、本部長のほか各部（室）長、広報県民課長が出席するものとする。

2 臨時記者会見

本部長が必要により臨時に行うものとし、本部長のほか主管部（室）長、関係所属長、広報県民課長が出席するものとする。

第5 広報県民課長及び広報事務担当者の任務

1 広報県民課長

広報県民課長は、次に掲げる事務を処理するほか、報道関係事務の総括の責に任ずるものとする。

- (1) 本部長、各部（室）長、課長等が行う記者会見及び発表の補佐
- (2) 本部長の命じた声明その他公表事項の発表
- (3) 報道機関に対する発表の連絡及び報道に関する諸問題の調査、調整等
- (4) 広報資料の収集管理及び提供並びに一般広報関係の発表
- (5) その他報道に関する紛議の予防及び解決

2 広報事務担当者

広報事務担当者は、この要領の定めるところにより、その所属における報道事務を処理するものとする。

第6 広報の種別及び範囲

報道機関を通じて行う広報は、一般広報及び事件広報とする。

1 一般広報

一般広報は、警察及びその活動のイメージ向上を図り、県民の理解と信頼を深めるため、警察又は警察職員の活動及び警察をめぐる第三者の活動、動向のほか、県民生活の安全に係わる各種情報を報道機関に発表又は提供する広報活動をいう。

2 事件広報

事件広報は、犯罪の予防、検挙等の警察活動について、広く県民の理解と協力を得るため、警察事象たる個別的な事件、事故及びこれをめぐる警察措置等を報道機関に発表又は提供する広報活動をいう。

第7 広報素材の報告、連絡等

広報素材の報告、連絡及び取り扱いは、次により行うものとする。

1 一般広報素材

- (1) 本部各課において、一般広報に適すると認められる素材がある場合は、機を失することなく、六何の原則によりその概要を広報県民課長に報告すること。各所属において報道機関が取材

したものについても同様とする。

また、年間計画、月間統計、活動計画、総括その他で資料を添えることが適当と認められる場合は、所要部数（１８部）を添えて報告すること。

- (2) 広報県民課長に報告のあった一般広報素材については、原則として広報県民課長が一元的に発表又は提供する。ただし、ローカルのなものについては、その所属において処理するものとする。
- (3) 広報県民課長は、一般広報に適すると認める素材を認知したときは、当該所属に素材の提供を指示することができる。

2 事件広報素材

- (1) 本部各所属において、事件広報素材を発表しようとするときは、あらかじめその旨を広報県民課長に連絡し、発表の時期、場所、発表者及び発表事項の内容について、報道の公正が保たれるよう必要な打合せを行うものとする。

ただし、発表事項の内容又は性質上緊急に発表する必要があるときは、発表後速やかに広報県民課長に連絡するものとする。

- (2) 各所属において、軽微な犯罪等の発生及び検挙の状況又は変死、火災、水難事故、交通事故等定型的なものをニュース素材として、報道機関の取材に応じて提供する場合は、広報県民課長への連絡は要しない。

第8 重大事案発生時の報道対策

重大事故、大規模災害その他社会の関心を集めるような重要、特異な事件等（以下「重大事案」という。）が発生した場合の報道対策は、次により行うものとする。

1 報道体制の樹立

重大事案発生により、一時的に多数の報道関係者が集中的に取材に当たる事態が生じた場合は、岐阜県警察の広報に関する訓令（平成9年岐阜県警察訓令第9号）第12条に定める広報班を中心とする報道体制を樹立し、報道対策の円滑な運営を図るものとする。

2 報道関係者との協定及び協力依頼

重大事案が発生し、又は発生するおそれがあり、報道関係者の集中取材が予想される場合は、本部長又は主管部（室）長及び管轄する隊長又は警察署長は、広報班長を帯同して速やかに報道関係者又はその代表者との打合せ会を開き、次の事項について説明し、必要な協定を結び、協力を得なければならない。

- (1) 事案の概要及び警察の方針
- (2) 報道関係者の身分及び社旗の表示
- (3) 取材の場所、発表責任者、発表時期及び発表方法
- (4) 取材又は報道上特別の措置を要するときは、その理由及び限度
- (5) 現地における交通の規制及び整理方法
- (6) 報道機関に対する連絡、便宜供与等の体制
- (7) その他必要と認められる事項

3 現場における広報活動

(1) 本部広報班の現場活動

本部広報班は、重大事案の現場に派遣されたときは、現地の捜査本部又は警備本部若しくは現場を管轄する隊又は警察署（以下「事案管轄署等」という。）において、当該本部長又は事案管轄署等の所属長を補佐し、事案管轄署等広報班と連携して、警察活動と報道機関の取材活動との連絡及び調整に従事するものとする。

(2) ブロック内各警察署広報班の現場活動

重大事案の現場へ派遣されたブロック内各警察署の広報班は、事案管轄署等広報班と連携して、警察活動と報道機関の取材活動との連絡及び調整に従事するものとする。

第9 留意事項

報道機関を通じて行う広報の推進に当たっては、次の事項に留意するものとする。

1 一般的留意事項

- (1) 適切な応接～報道関係者に対しては、言語態度に注意するとともに、努めてその取材に協力するものとする。特に、電話による応対に当たっては、言葉使いに注意し、さ細な感情にとらわれて無用の紛議を起こすことのないように努めること。
- (2) ニュース素材の収集と活用～各所属は、所掌事務について、創意工夫しニュース素材の収集に努めるものとし、これに伴って取材の協力を求められたときは、支障のない限り、便宜を与えるようにすること。
- (3) 被害者の人権尊重～事件、事故の報道発表に際しては、当該被害者が精神的被害を受けていることに配慮し、被害者の尊厳を傷つけないよう努めること。
- (4) 広報県民課等との連携～各所属において、緊急の対応を必要とするなどの事案についての取材があった場合は、広報県民課及び事案担当課との連携を密にすること。

2 報道関係者接遇上の留意事項

- (1) 公平な取扱い～報道機関に対する発表は、時機を失せず、常に公平かつ正確に行うように配慮しなければならない。
- (2) 協力要請～個人の名誉、プライバシー等又は警察活動上の必要から、報道の留保又は発表の制限等一時的な措置を要する事項について発表の要求があった場合には、あいまいな回答をしたり、ことさらに隠ぺいすることなく、発表できない理由を説明して協力を要請しなければならない。
- (3) 報道機関との連絡～報道機関との連絡は、警察本部にあっては広報県民課長、警察署にあっては広報事務担当者が、原則として記者クラブ幹事社を通じて行うものとする。ただし、勤務時間外にあっては、特別の理由のある場合を除き、当直責任者が行うものとする。
- (4) 紛議の解決～報道関係者との間に紛議が生じ、又はそのおそれがあるときは、広報県民課長に連絡するとともに、幹部が直接解決に当たり、当事者間はもとより報道機関と警察との間に不信感を持ち越さないよう速やかに的確な措置を講じなければならない。